

主要 3 課題についての検討方向に関する参考資料

(第3回食料・農業・農村政策審議会企画部会提出資料)

新基本法制定後の状況変化と当面する課題	1
我が国農業をめぐる情勢の変化	2
現行の基本計画が目指している農業構造の姿	5
政策改革のパッケージ	6
プロ農業経営への支援の集中の考え方	7
品目横断的政策政策におけるプロ農業経営	8
営農類型ごとの国境措置と国内制度	9
品目別価格・経営安定対策の仕組み	10
農産物の関税の現状	15
カンケン閣僚会議文書案と主要提案	16
扱い手農地制度の見直しの方向	17
農地権利取得・農業生産法人の要件について	18
農業振興地域制度の概要	19

新基本法制定後の状況変化と当面する課題

	新基本法の考え方	新基本法制定後の状況変化	当面する課題と施策の方向
食 料	<ul style="list-style-type: none"> 農業の生産性向上の促進に加え、食料安定供給の確保に向け、基本計画において食料自給率の目標の設定 <ul style="list-style-type: none"> 状況変化を踏まえ、基本計画は5年ごとに所要の見直し 食料自給率はその向上を旨として設定 消費者重視の食料政策の展開 食料の安全性の確保・品質の改善 食品の表示の適正化 等 	<p>国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展</p> <ul style="list-style-type: none"> 食料自給率は主要先進国中で最低水準に低迷 <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度：40% 米国125%、英74%、独96%、仏132% 食の安全・安心への関心の高まり <ul style="list-style-type: none"> 日本、カナダ、アメリカ等での牛海綿状脳症（BSE）の発生 食品の不正表示問題多発 高病原性鳥インフルエンザ発生 	<ul style="list-style-type: none"> 食の安全・安心と安定供給の確保 <ul style="list-style-type: none"> リスク分析手法による食品の安全性の確保 食品表示の適正化等 食生活の改善に資する食育の推進 等
農 業	<ul style="list-style-type: none"> 農業の持続的な発展に向け、望ましい農業構造の確立と新たな経営政策の展開 <ul style="list-style-type: none"> 効率的・安定的経営による望ましい農業構造の確立へ 創意工夫を生かした経営発展のための条件整備や、農業経営の法人化の推進等 個別品目の価格対策から、市場評価を適切に反映した価格形成と経営安定対策へ移行 多面的機能を新たに位置付け、その十分な発揮を確保 <ul style="list-style-type: none"> 自然循環機能の維持増進 〔環境と調和した農業生産を展開〕 	<p>国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業構造改革の立ち遅れ <ul style="list-style-type: none"> 平均経営規模 日本：約1.2ha EU：約19ha 稲作主業農家比率：37% 担い手への農地集積が鈍化 平成8年度：8万ha 14年：3万ha 多様な担い手の確保に向けた新たな取組 <ul style="list-style-type: none"> 農業生産法人制度の見直し 構造改革特区による株式会社参入 米政策改革の推進 小麦、大豆等における需要と生産のミスマッチ、輪作体系の乱れ等 WTO、FTA等の国際規律の強化 集落機能の低下、耕地利用率の低下により、農村の環境・資源保全が困難化 <ul style="list-style-type: none"> 耕地利用率 昭和35年 133.9% 平成14年 94.4% 	<ul style="list-style-type: none"> 食料産業の持続的な発展 <ul style="list-style-type: none"> 効率的かつ安定的な農業経営の育成 <ul style="list-style-type: none"> 担い手の明確化と育成・確保 農地制度の見直し 等 担い手の農業経営に対する支援の体系的整備 〔品目横断的政策への転換 等〕 農業環境・資源の保全 <ul style="list-style-type: none"> 農地及び農業用水等の保全・環境負荷の低減 等
農 村	<ul style="list-style-type: none"> 農業の発展の基盤として 農業の生産条件の整備 <ul style="list-style-type: none"> 中山間地等の生産条件の不利補正 生活環境の整備等福祉の向上 〔農村の総合的な振興〕 	<ul style="list-style-type: none"> 農村地域への期待の高まり <ul style="list-style-type: none"> 農村へのUJITーンの増加 <ul style="list-style-type: none"> Uターン志望者の比率 平成9年25.9% 平成12年31.6% 	<ul style="list-style-type: none"> 農村の振興 <ul style="list-style-type: none"> 都市と農山漁村の共生・対流の推進 等

我が国農業をめぐる情勢の変化

農業経営規模は、畜産などでは拡大が進展したが、稲作等の土地利用型において拡大のテンポが緩やかで、北海道を除くと小規模経営が多い

農家一戸当たりの平均経営規模（経営部門別）の推移

	昭35年 (A)	50	60	平14 (B)	(B/A)
経営耕地					
北海道	3.54ha	6.76	9.28	16.75	4.7 (14/35)
都府県	0.77ha	0.8	0.83	1.22	1.6 (14/35)
部門別（全国）					
水稻(a)	55.3	60.1	60.8	85.3	-
乳用牛(頭)	2.0	11.2	25.6	55.7	27.9
肉用牛(頭)	1.2	3.9	8.7	27.2	22.7
養豚(頭)	2.4	34.4	129	961.2	400.5

資料：経営耕地、水稻については「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、畜産部門については「畜産統計」、「家畜の飼養動向」

注：1) 水稻の14年の数値は販売目的で水稻を作付けした農家の数値である。

2) 平成14年の数値は販売農家（経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家）の数値である。

農家戸数、農業就業者数は、一貫して減少するとともに、高齢化が進展しつつある

農家戸数と農業就業人口の推移

	昭35年	45	55	平2年	7	11	12	13	14	15
農家戸数(万戸)	606	540	466	383	344	324	312	307	303	298
販売主業農家(%)	-	-	-		19.7	16.9	16.0	15.7	15.3	15.0
準主業農家(%)	-	-	-		77.4	20.2	19.3	19.2	19.0	17.7
副業的農家(%)	-	-	-			37.2	40.3	39.6	39.9	40.7
自給的農家(%)	-	-	-		22.6	23.0	23.6	25.1	25.4	26.0
農業就業人口(万人)	1,454	1,035	697	565	490	384	389	382	375	368
うち65歳以上人口(万人)	-	182	171	202	227	197	206	207	208	207

資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

注1：平成11年～15年の農業就業人口は、販売農家の数値である。

2：平成7年～15年の主業農家割合、準主業農家割合と副業的農家割合は、農家戸数に占める割合である。

主業農家：農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上

の世帯員がいる農家をいう。

準主業農家：農業所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の世帯員がいる農家をいう。

副業的農家：65歳未満の農業従事60日以上の世帯員がない農家をいう。

販売農家：経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家

3：平成2年～15年の自給的農家割合は、総農家数に占める割合である。

自給的農家：経営耕地面積が90a未満で、かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

ほとんどの品目で主業農家への生産の集中が顕著だが、米については、構造改革が著しく遅れている

作物・畜種別にみた農業産出額の農家類型別シェア（平成14）

農業総産出額 89千億円(100%) (単位：千億円)



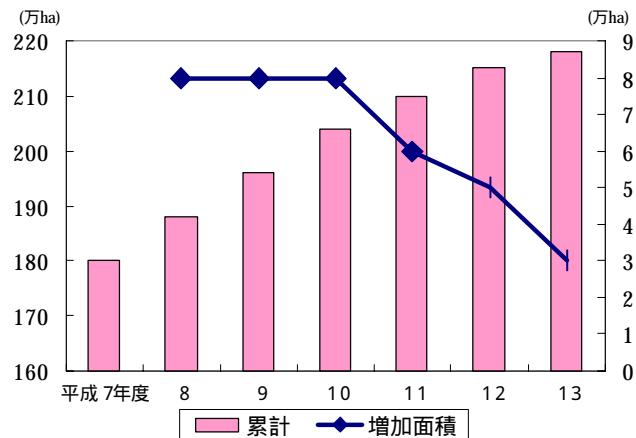
資料：農林水産省「平成14年農業総産出額（概算）」、「2000年世界農林業センサス」、「農業経営動態調査」

注1：主副業別シェアは、「2000年世界農林業センサス」、「農業経営動態調査」より推計。

注2：産出額は概算額である

認定農業者等の担い手に218万haの農地が集積されているが、集積のスピードは鈍化傾向にある

担い手への農地の集積状況



注: 累計の数値は各年度末の実績値である。

資料: 農林水産省経営局構造改善課調べ

構造改革特区により、一般企業やN P Oが地方公共団体等から農地の貸付けを受けて農業経営を行う事例も

構造改革特区認定件数 (平成15年11月現在)

農業生産法人以外の法人による農業経営

27件

《事例》

津軽・生命科学活用食料特区 (青森県)

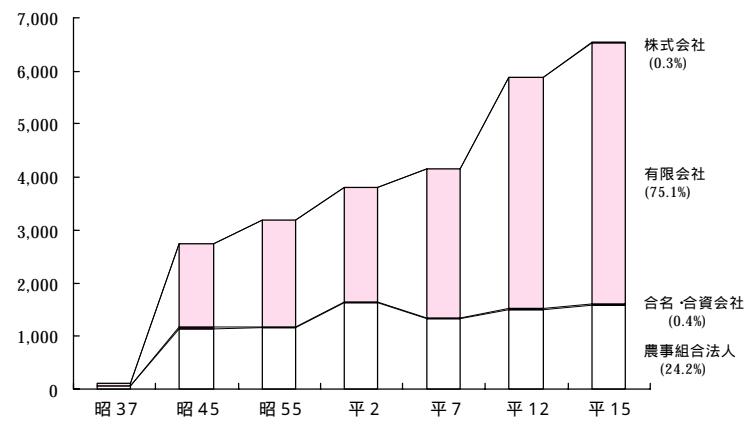
食品加工業者等による原料野菜・りんご等の生産、建設業者による水稻・いちご経営等

効果

遊休農地等の有効活用 5ha 45ha (18年度)
株式会社等が参入 1 7 (16年度) 9 (17年度)

農業生産法人数は、増加しており、平成13年3月からは、株式会社形態の生産法人も認められている (15年8月)

農業生産法人の推移



資料: 農林水産省経営局構造改善課調べ (各年1月1日現在)

小麦や大豆などについては需要と生産のミスマッチが存在

小麦における需要と生産のミスマッチの推移

(単位: 万t)

	12年 産	13年 産	14年 産	15年 産	16年 産
6~7月の情報時 のミスマッチ	45	20	77	72	30
販 売 予 定 量	646	709	725	738	762
購 入 希 望 量	601	689	648	665	733
ミスマッチ率	7%	3%	11%	10%	4%
銘柄別販売予定	131	70	108	98	63
銘柄別購入希望	86	50	32	25	33

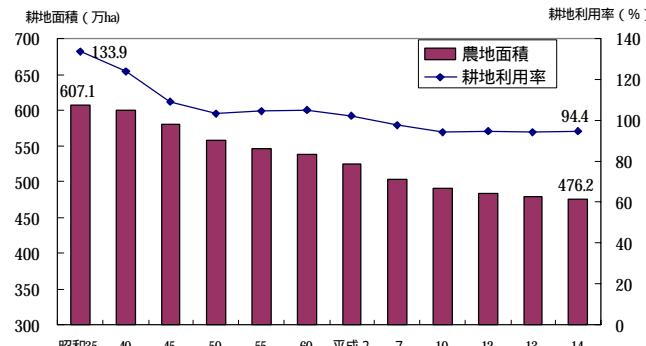
資料: 農林水産省調べ

注1: ミスマッチ率 = (販売予定量 - 購入希望量) ÷ 販売予定量

注2: 販売予定量と購入希望量の差がミスマッチ数量に一致しないのは、四捨五入による。

農地面積は、この40年間で約2割減少している

農地と耕地利用率の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

耕作放棄が増加している

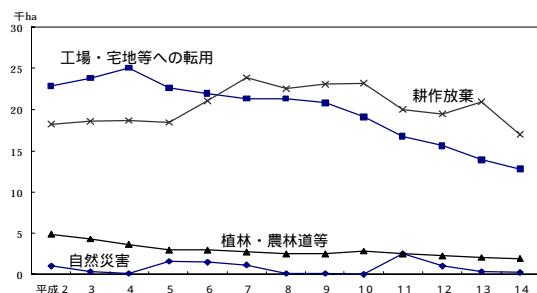
耕作放棄地の推移

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
耕作放棄地	9.7	15.1	16.2	21.0
うち中山間地域	5.3	8.4	8.7	11.5

資料：農林水産省「農林業センサス」

注：調査時点に存在した耕作放棄地の面積の推移を示す。

毎年の要因別農地のかい廃面積発生量の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

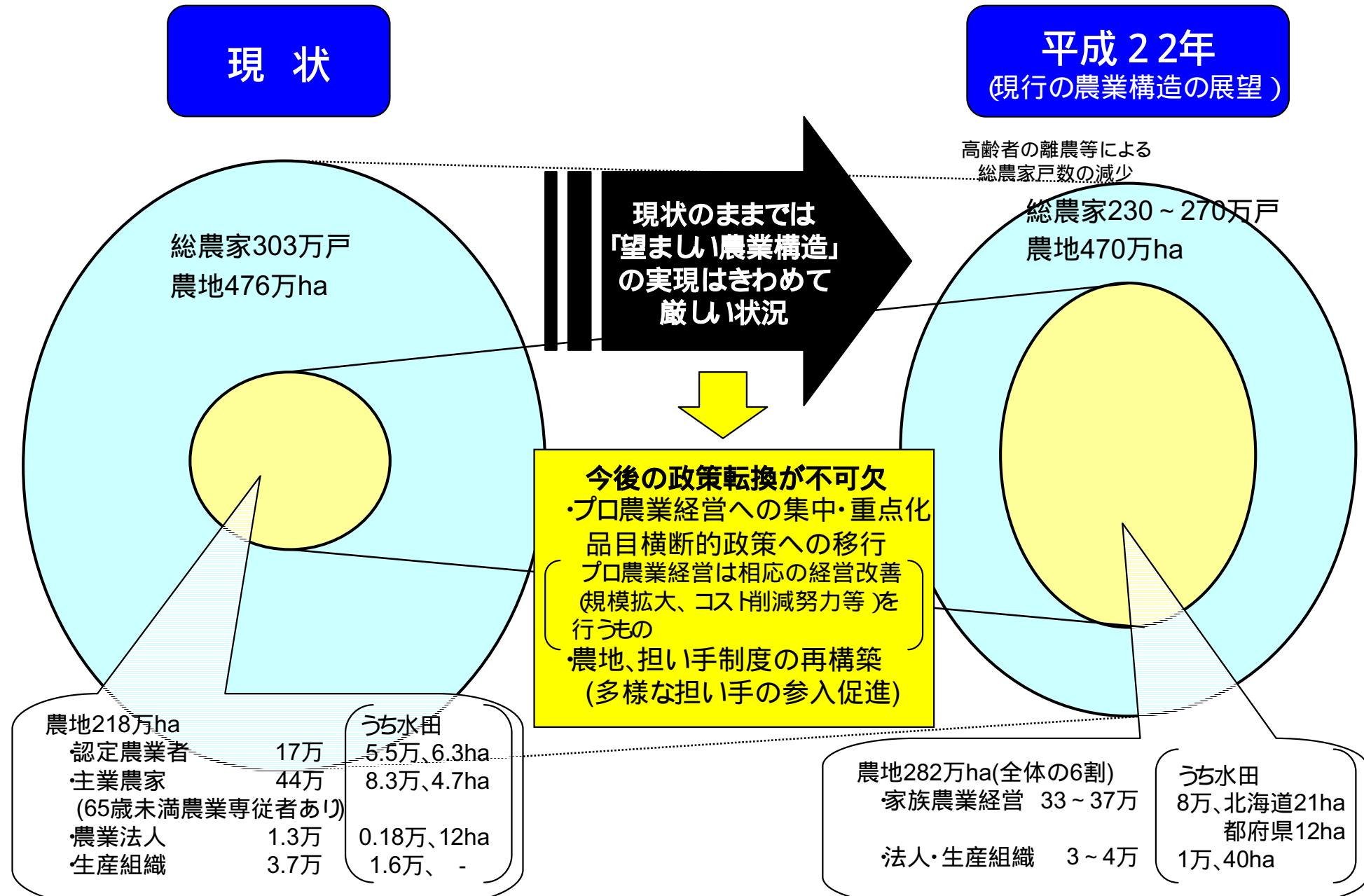
注：4年以前の耕作放棄面積には、図中に表記した要因によるかい廃面積（分類不能）を含む。

農林漁業は国土・自然環境の保全や水源のかん養など多面的な機能を持っている

農業・森林の有する多面的機能

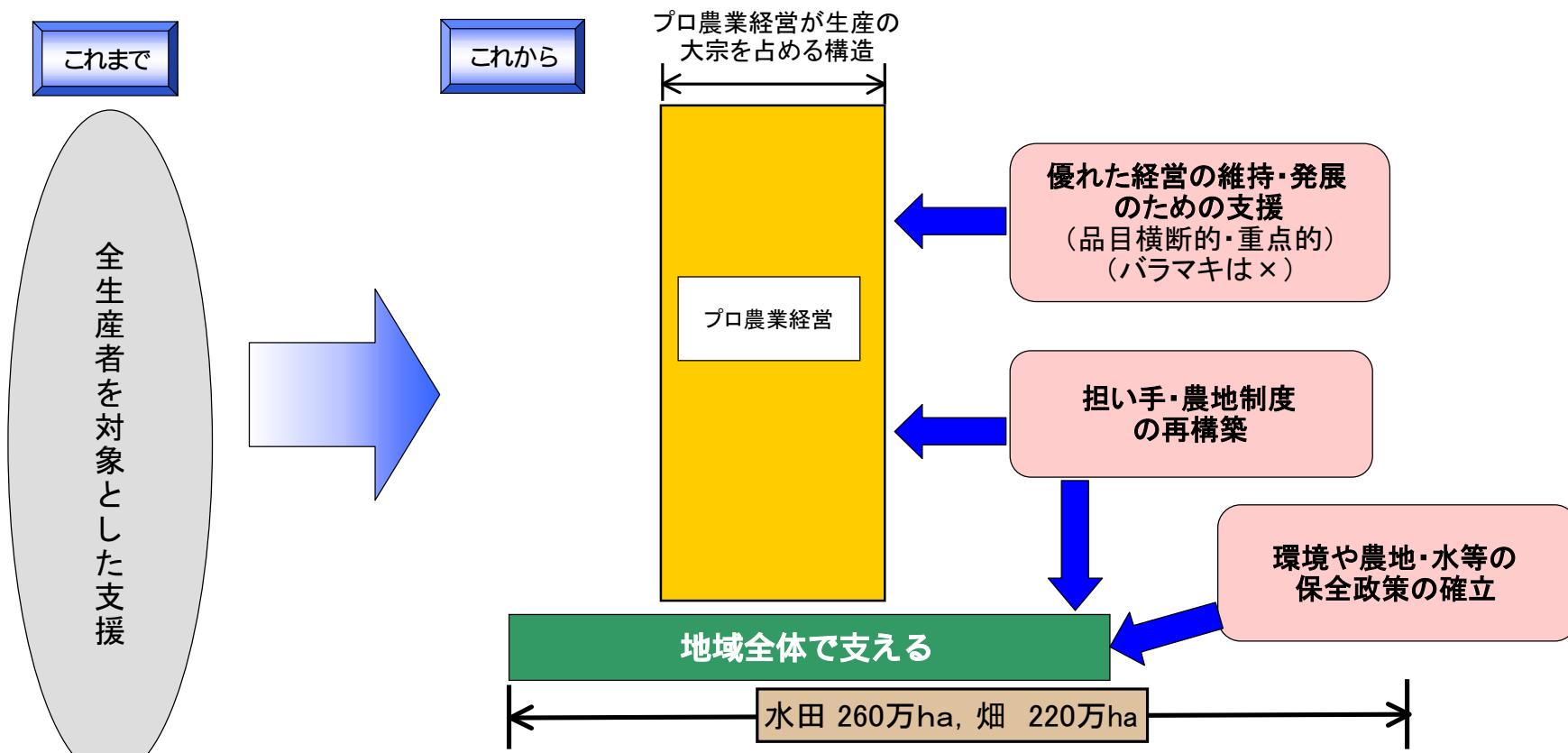


現行の基本計画が目指している農業構造の姿

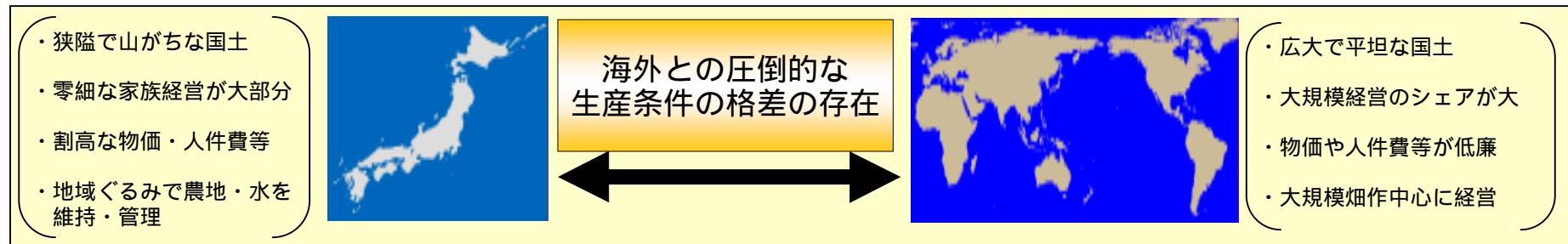


政策改革のパッケージ

- 食料供給、国土保全など農業に対する国民の多様な期待に応えるため、プロ農業経営への支援の集中とあわせ、環境や農地・水等の保全のための政策の確立などの施策改革を実行。



プロ農業経営への支援の集中の考え方



やる気と能力のある担い手の経営発展を可能とする競争条件の整備をどう図るか

これまで

これから

護送船団的な政策

メリハリの効いた政策

品目別政策による支援

プロ農業経営に着目

国境措置による保護に依存

国際規律の強化
(WTO, FTA)

食料安保などの多面的役割を維持するため必要な国境措置を確保

個別品目の生産量を確保する戦略

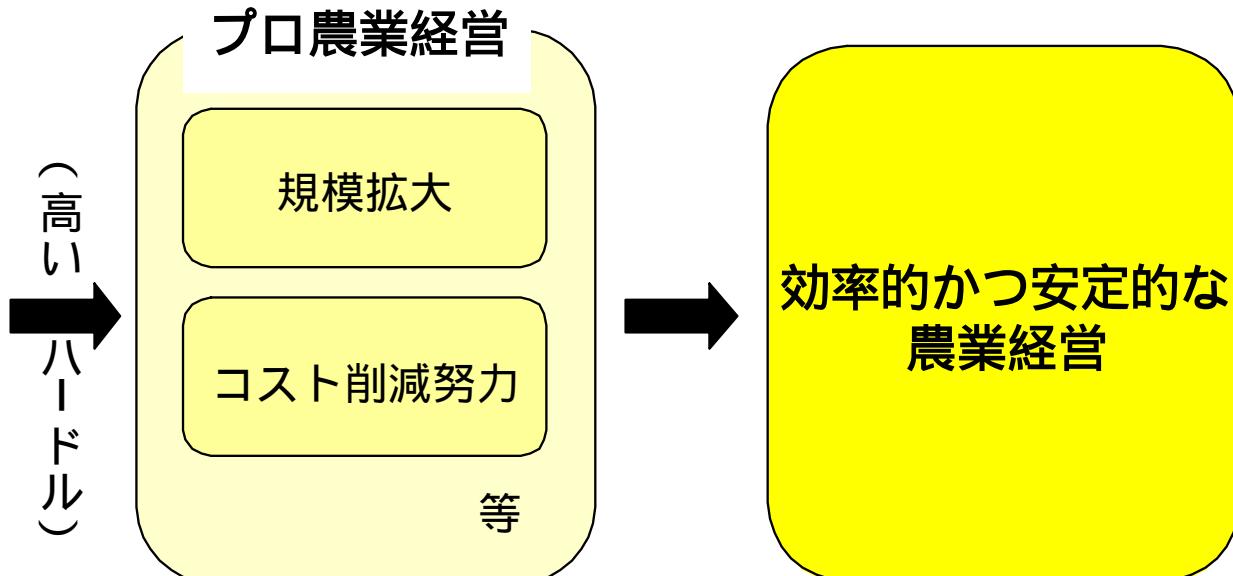
政策の焦点を転換

競争力のあるプロ農業経営を増やす戦略

品目横断的政策におけるプロ農業経営（イメージ）

水田作経営の場合		
	経営体数	経営規模
認定農業者	5.5万	6.3ha
・主業農家	8.3万	4.7ha
・農業法人	0.18万	12.0ha
・生産組織	1.6万	-

主業農家のうち65歳未満農業専従者がいるもの



国が支援を集中的に講じる対象者の要件は、国民の理解が不可欠

生産性の高いプロ農業経営の育成を図り、我が国農業の国際競争力の向上を目指す

営農類型ごとの国境措置と国内制度

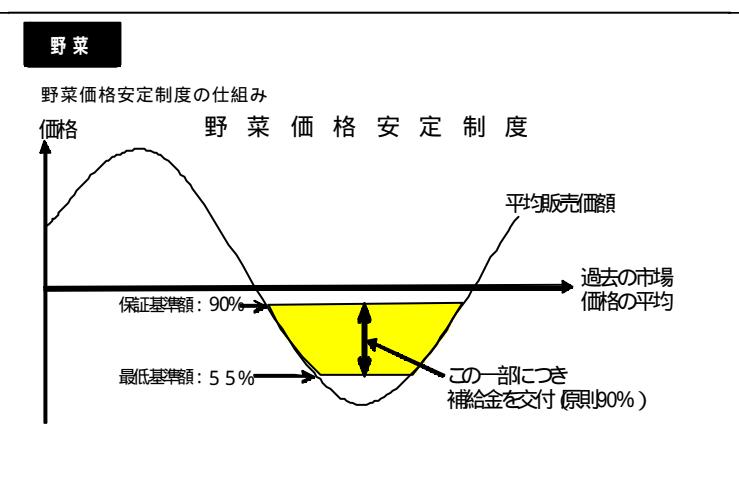
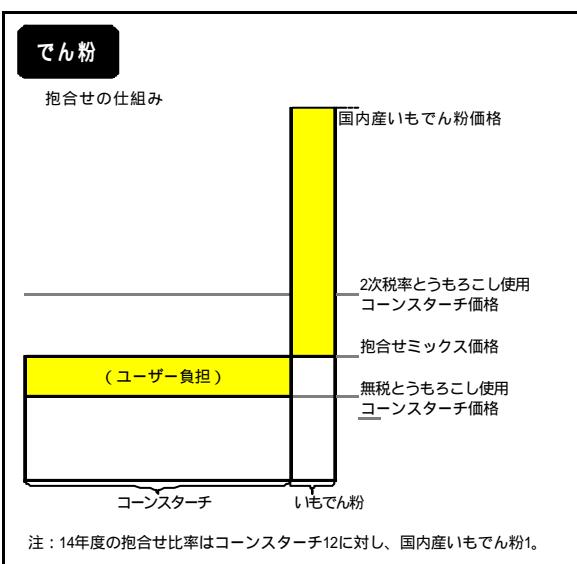
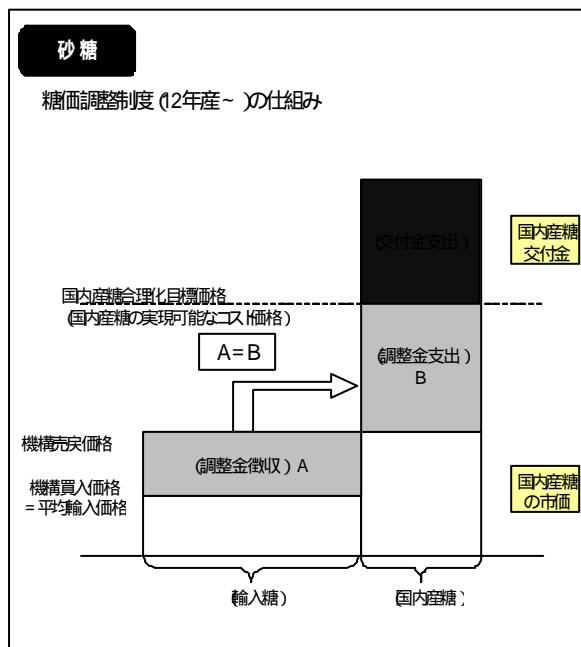
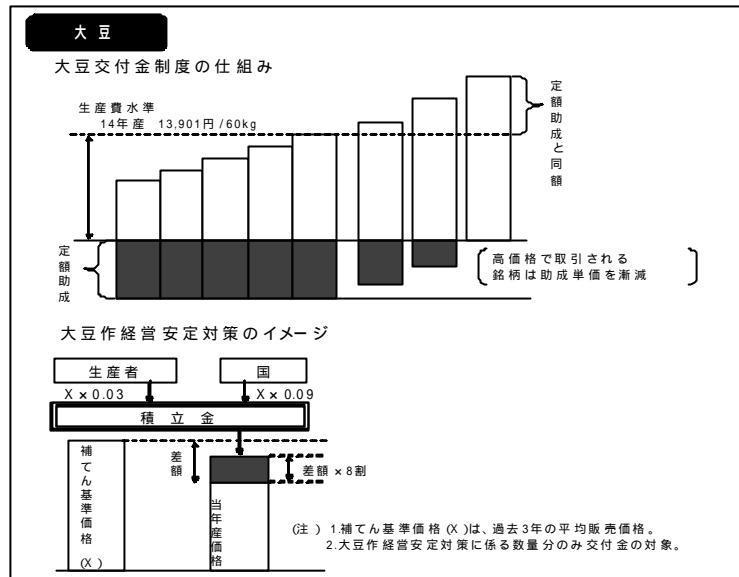
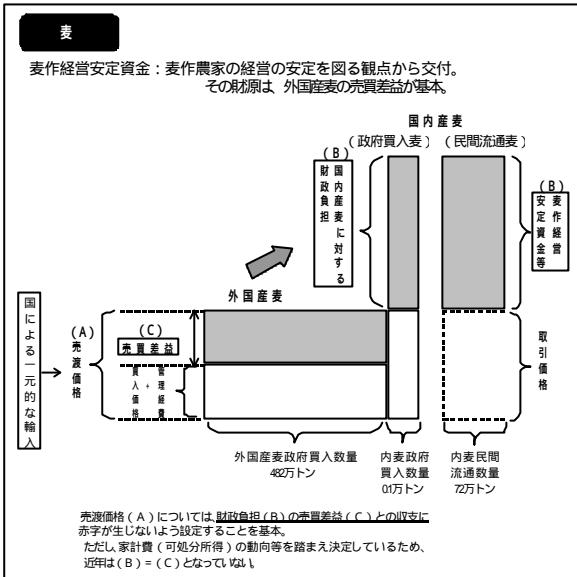
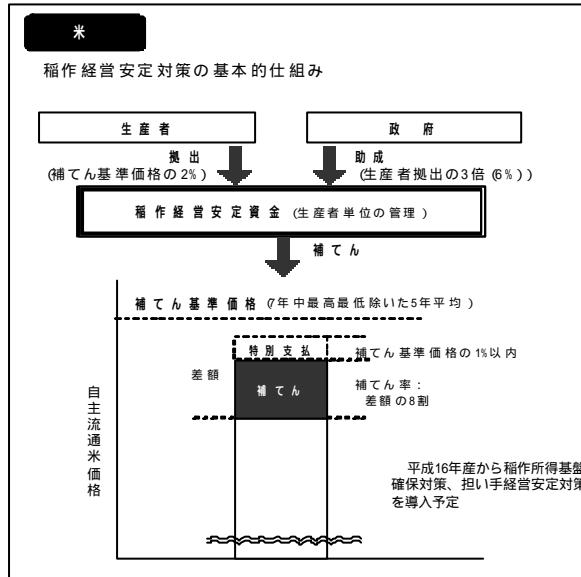
土地利用型農業				集約・施設型農業					
	水田作	畑作	地域特産品	酪農	肉牛	野菜	果樹	豚	鶏肉・卵
作付面積 (万ha) (H1年)	水稻 168	麦類 27 豆類 21	てんさい 7 ばれいしょ 9	かんしょ 4 さとうきび 2 らっかせい 11 こんにゃく 1 も 0. (H13) 桑 0. (H13)	牧草 80 デントコーン 9	59	28	-	-
現行制度	国境措置	関税 米490%	関税 小麦210% でん粉290% 大麦190% 精製糖270% こんにゃく芋990% (大豆 無税)	関税 らっかせい 500% 繭210%	関税 脱脂粉乳200%	関税 SG 牛肉50% (実行38. 5%)	関税 10%以下 (生鮮野菜)	一部季節 関税 35%以下	差額関税 SG 10~25%程度
	国内制度	生産調整 産地づくり対策等	麦経 大豆交付金 豆経	国内産糖交付金	加工原料乳 生産者補給金 ・ 経営安定対策	肉用子牛生産者 補給金 ・ 安定価格帯制度	野菜生産出荷 安定対策	果樹経営 安定対策	安定価格帯制度 鶏卵価格 安定対策

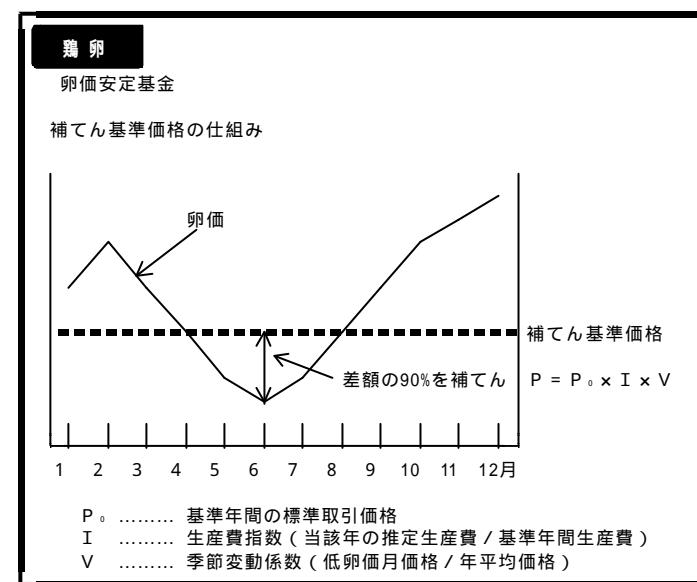
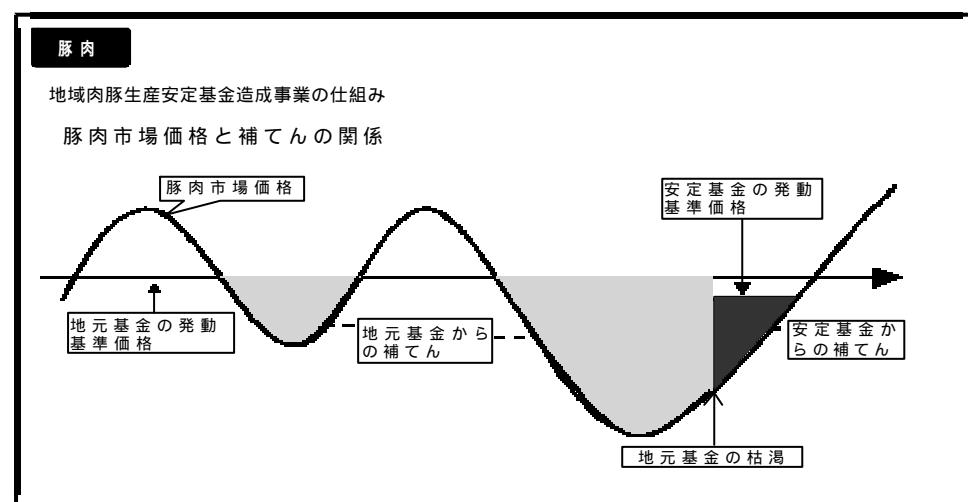
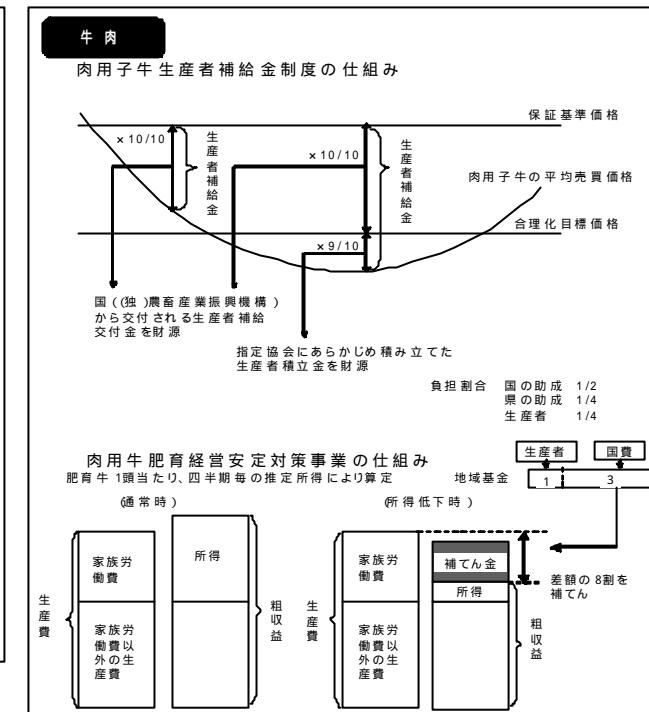
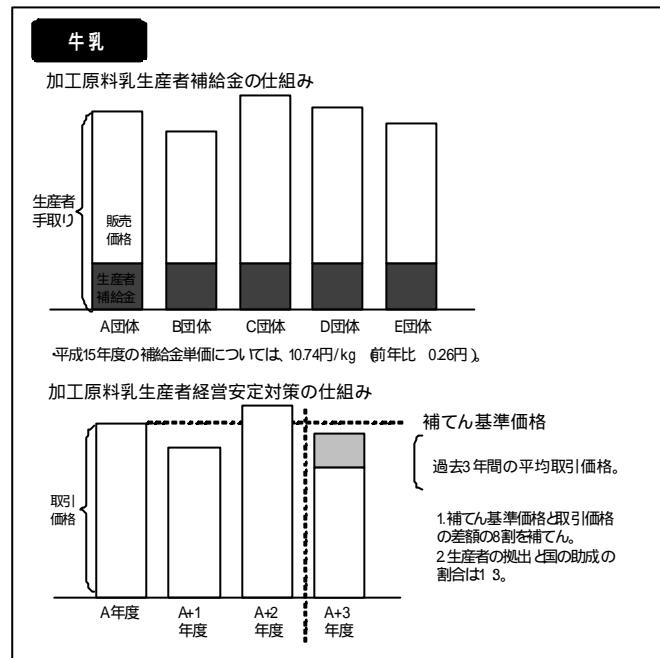
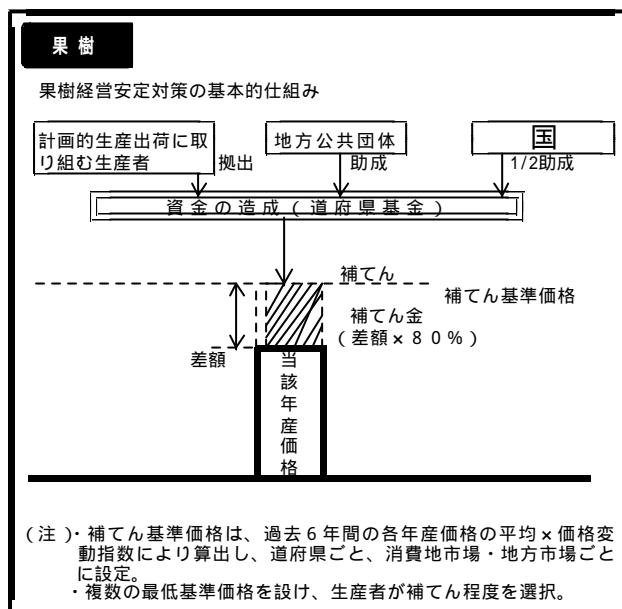
国境措置の欄の税率は、2000年協定税率。

UR関税化品目(米、小麦、大麦、でん粉、らっかせい、こんにゃく芋、繭、脱脂粉乳、バター)については、2次税率を表記。

UR関税化品目、でん粉、精製糖については、従量税であることから、1996~98年(精製糖は97,98年)の平均輸入価格を基に試算した対平均輸入価格比率を表記。従って、為替レートや輸入価格により大きく変動することに注意。

品目別価格・経営安定対策の仕組み





		制度 対策の概要	支出スキームの概要
米	稻作経営安定対策	米価の下落による稻作経営への影響を緩和するため、米価が補てん基準価格を下回った場合に、生産者の拠出と政府の助成により造成した基金を用いて、その一定割合を補てんする。	生産者による補てんの原資となる基金(稻作経営安定資金)の造成に対して全国団体(全農、全集連)を通じ助成(原則として生産者拠出の3倍)を行う。
麦	麦作経営安定対策	従来の政府買入価格と政府売渡価格の差額を基準とし、前年度における麦作経営安定資金の単価に生産コスト等変動率を乗じた額を生産者に交付する。	全国団体(全農、全集連)を通じ、生産者に交付する。
大豆	大豆交付金制度 (大豆交付金暫定措置法)	大豆生産の確保と農家所得の安定を図るため、前年産の助成単価に生産コスト等変動率を乗じた額を全銘柄共通の一定の単価として生産者に助成する。	全国団体(全農、全集連)に対して交付金の交付を行う(さらに団体から生産者に対し交付金の交付が行われる。)
	大豆作経営安定対策	大豆価格の下落による大豆作経営への影響を緩和するため、大豆価格が補てん基準価格を下回った場合に、生産者の拠出と政府の助成により造成した資金を用いて、その一定割合を補てんする。	全国団体(全農、全集連)が行う補てんの原資となる資金(大豆作経営安定資金)の造成に対して助成(原則として生産者拠出の3倍)を行う
砂糖	糖価調整制度 (砂糖の価格調整に関する法律)	国内産糖と輸入糖の内外価格差を踏まえ、甘味資源作物の再生産を確保するため、最低生産者価格以上で甘味資源作物を買い入れた国産糖企業に対し、国内産糖交付金を交付する。	国内産糖交付金の交付を行う(独)農畜産業振興機構に対して、必要に応じ交付金の交付を行う(基本的には輸入糖の売買を通じて徴収する調整金により措置)
でん粉	価格支持制度 (農産物価格安定法)	でん粉原料用いもの再生産の確保と農家所得の安定に資するため、政府がいもでん粉価格を定め、その価格で売れない場合には政府が買い入れる。	原料基準価格による原料で製造されるでん粉について、販売価格がでん粉の買入基準価格を下回る場合、全農等生産者団体の申込みにより、政府が買入基準価格により買い入れる。(昭和52年を最後に政府買入は行われていない。)
	抱合せ	国内産いもでん粉の需要を確保するため、コーンスターク用とうもろこしの関税割当制度の運用として、国内産いもでん粉の引き取りを条件に無税枠を割り当てる。	コーンスターク製造業者に対し、国内産いもでん粉の購入の12倍(15年度現在)のコーンスタークを製造するために必要なとうもろこしについて無税枠を割り当てる。抱合せ負担が2次税率よりも有利になることで運営。
野菜	野菜価格安定制度 (野菜生産出荷安定法)	主要な野菜の価格が著しく低落した場合に、生産者補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保を図る。	生産者の負担金及び国・都道府県の補助金により資金を造成し、平均販売価額が保証基準額を下回ったときに、生産者に対し生産者補給金を交付。
果樹	果樹経営安定対策	うんしゅうみかん及びりんごについて、需給調整が行われた場合においてもなお価格が大きく変動した場合に、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者の拠出と政府等の助成により造成した基金を用いて、その一定割合を補てんする。	需給調整対策に取り組む生産者による補てんの原資となる基金(果樹経営安定資金)の造成に対して、国等が助成。

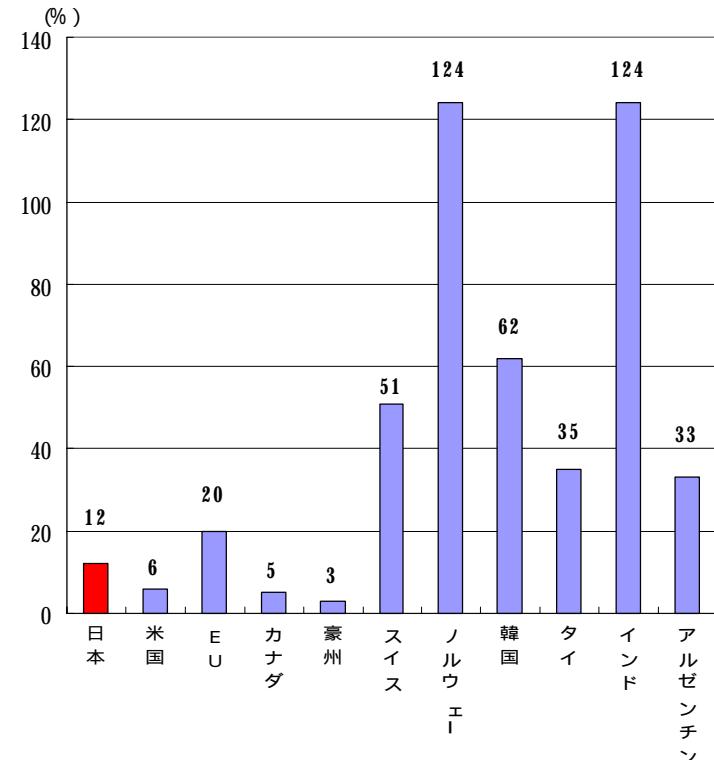
牛乳	加工原料乳生産者補給金制度 (加工原料乳生産者補給金等暫定措置法)	生乳の価格形成の合理化、牛乳・乳製品の価格の安定等を図るため、一定のルールに基づき毎年度設定する一定の単価を生産者補給金として生産者に交付する。	指定生乳生産者団体(ホクレン等)に生産者補給交付金の交付を行う(独)農畜産業振興機構に対して、交付に係る財源として、交付金の交付を行う。
	加工原料乳生産者経営安定対策	加工原料乳価格の下落による酪農経営への影響を緩和するため、加工原料乳価格が補てん基準価格を下回った場合に、生産者の拠出と政府の助成により造成した基金を用いて、その一定割合を補てんする。	指定生乳生産者団体(ホクレン等)が行う生産者による補てんの原資となる基金(加工原料乳生産者経営安定資金)の造成に対して助成(原則として生産者拠出の3倍)を行う。
牛肉	肉用子牛生産者補給金制度 (肉用子牛生産安定等特別措置法)	牛肉の輸入自由化による肉用子牛価格への影響を緩和するため、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、 ・平均売買価格が合理化目標価格を上回った場合は保証基準価格との差額 ・平均売買価格が合理化目標価格を下回った場合は保証基準価格と合理化目標価格の差額 + 合理化目標価格との差額の9/10を補てんする。	各県の肉用子牛価格安定基金協会に生産者補給交付金の交付を行う(独)農畜産業振興機構に対して、交付財源として、交付金を交付する。なお、合理化目標価格を下回る部分の補てんについては、生産者積立金に対して拠出する。 (生産者1/4、都道府県1/4、国1/2の負担割合)
	肉用牛肥育経営安定対策	もと畜価格と枝肉価格の変動による経営収支の一時的な悪化の影響を緩和するため、肥育牛一頭当たりの推定所得が平均家族労働費を下回った場合、その差額の8割を、都道府県ごとに生産者の拠出と政府の助成により造成した地域基金から肥育牛生産者に交付する。	県団体が地域基金を造成するのに要する経費の4分の3以内を、全国団体(中央畜産会)に造成した全国基金(農畜産業振興機構から助成)から助成。
豚	地域肉豚生産安定基金造成事業	肉豚価格の価格変動が養豚経営に及ぼす影響を緩和する観点から、生産者の積立金により地元基金を造成し、肉豚価格が下落した際にこれを補てんする事業が各県で行われており、この地元基金が不足した場合に、補てん金に必要な資金を供給する。	各県が生産者積立金により造成している地元基金を補完するバックアップ基金に対して助成。
鶏卵	鶏卵価格安定事業	鶏卵価格の下落が鶏卵経営に及ぼす影響を緩和する観点から、価格が補てん基準価格を下回った場合に、生産者の積立と農畜産業振興機構、地方自治体が出資により造成した基金を用いて、その差額の一定割合を補てん。	鶏卵の生産者と農畜産業振興機構、都道府県の出資する基金に対して助成。
水田	水田農業構造改革交付金	これまでの全国一律の要件、単価による米の生産調整の助成体系から、地域自らの発想、戦略など地域の合意により、作物の生産販売、担い手、水田利用の将来方向を明確にした地域水田農業ビジョンに基づく体系に転換し、同ビジョンに即して実施する取組を支援するための交付金を交付する。	都道府県水田農業推進協議会が、地域水田農業ビジョンに基づいて産地づくりを行う地域水田農業推進協議会に対して助成金を交付するための基金造成に対して、交付金を交付する。
	重点作物特別対策 (麦・大豆品質向上対策、耕畜連携推進対策)	担い手による需要に即した高品質の麦・大豆等の生産、耕種農家と畜産農家の連携による水田を活用した飼料作物の生産に対して定額助成を行う	都道府県水田農業推進協議会が、助成対象者要件等を満たした麦・大豆・飼料作物生産の取組に対し、実績に応じて補助金を交付する。

関連事業	生産振興総合対策事業	<p>食料の安定的供給を図る観点から、作物ごとの生産努力目標の達成に向けた生産から流通等にかかる課題の解決、効率的で生産性の高い畜産経営体の育成等を図るため、農業者が共同で実施する新技術の実証、産地協議会の開催、機械・施設の整備等に対して助成する。</p>	<p>都道府県、市町村を経由して農業者団体等に交付する。 補助率：1/2, 1/3等</p>
	経営構造対策事業	<p>効率的・安定的な経営体が地域農業の相当部分を占める農業構造を確立するため、地域の担い手となる経営体育成に直結する施設等の整備を支援する。</p>	<p>地域での合意形成、目標・構想策定等に要する経費、経営体の育成に直結する施設(生産・加工・流通施設・情報施設等)等の整備に要する経費 補助率：1/2以内、事業主体：市町村、農協等</p>
農業共済	農業災害補償制度 (農業災害補償法)	<p>農業者が、自然災害、病虫害等の農業災害等の不慮の事故により受ける損失を、保険の仕組みにより補填することによって農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資する。 (事業の種類：農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済)</p>	<p>農家と国が共済掛金を出し合って(国庫負担約5割)、共済組合、連合会、政府の各段階に共同準備財産を造成し、災害があった際に同財産から被災農家に共済金を支払う。</p>

農産物の関税の現状

我が国の農産物平均関税率は12%であり、EUなどよりも低い水準

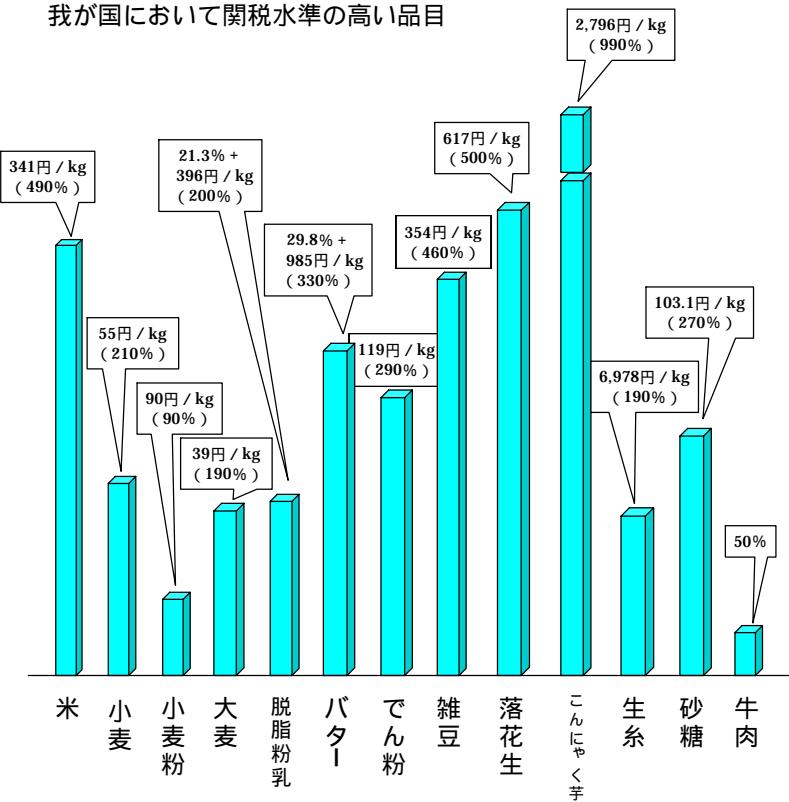
日本と諸外国の農産物平均関税率の比較



資料：OECD「Post-Uruguay Round Tariff Regimes」(1999)（従量税については、96年に輸入実績のあるものについてのみ、最終譲許税率を対平均輸入価格に換算したものを参入。）

URでの関税化品目を中心に高関税品目が存在

我が国において関税水準の高い品目



米のミニマムアクセスについて
は別途、輸入差益
(マークアップ)：上限
292円/kg (420%程度)

注：1 税率は2000年協定税率(UR関税化品目については2次税率)
2 棒グラフの高さ及び()の数値は協定税率の対平均輸入価格比率
であり、1996～98年(砂糖は97,98年)の平均輸入価格を元に試算
(ただし、牛肉は従価税であるため、実際の税率)。

カンケン閣僚会議文書案と主要提案

我が国、スイス等（10ヶ国）は、上限関税、関税割当拡大に反対。インド・ブラジル等の途上国グループ（G22）は、先進国の国内支持の大幅削減、輸出補助金の撤廃、途上国には特例を主張。

	カンケン閣僚会議文書3次案	日本、スイス等の10ヶ国 【国内支持、輸出規律は日本提案】	インド・ブラジル等途上国グループ (G22)
市場アクセス	<p>関税削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要品目は平均 []%、最低 []%削減（UR方式） <u>関税削減や関割の組合せ</u> その他品目はスイス方式、無税 途上国は「特別品目」について関割に関する約束なし 	<p>関税削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要品目は平均 []%、最低 []%削減（UR方式）のみ その他品目はスイス方式、無税 讓許の全体バランスの観点から、関割に関する新たな約束の追加があり得る 	<p>関税削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>先進国</u>について、<u>重要品目</u>は[]%削減、<u>その他品目</u>はスイス方式、無税 途上国はUR方式 <u>先進国</u>は<u>関割拡大</u> 途上国は「特別品目」の設定により配慮
国内支持	<p>関税上限</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>上限関税の設定（リクエスト・オファー方式による代替措置約束が可能）</u> <u>〔非貿易的関心事項への配慮の観点から限定品目は例外扱い〕</u> 	<p>関税上限 (設定に反対)</p>	<p>関税上限 先進国のみ設定</p>
輸出規律	<ul style="list-style-type: none"> 総合AMS（「黄」の政策）を []%-[]%の範囲で削減、<u>品目別上限</u> 「青」の政策は、農業総生産額の5%を上限とし、<u>さらに追加的削減</u> 「緑」の政策の要件の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 総合AMS（「黄」の政策）を []%-[]%の範囲で削減 「黄」、「青」、「緑」の政策の枠組み維持 <u>「緑」の政策の上限等に反対</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>貿易歪曲的支持の品目ごとの削減</u> 「青」の政策の廃止 <u>「緑」の政策の上限・削減、要件厳格化</u>

注1.インド・ブラジル等：アルゼンチン、ブラジル、ボリビア、タイ、中国、チリ、エクアドル、インド、メキシコ、パラグアイ、フィリピン、南ア、ベネズエラ、パキスタン、キューバ、エジプト、ナイジェリア

注2.日本・スイス等10ヶ国：ブルガリア、台湾、アイスランド、イスラエル、日本、韓国、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス、モーリシャス

担い手・農地制度の見直しの方向

◎ 背景

- 1 担い手の減少・高齢化及び稲作を中心とする土地利用型農業における構造改革の立ち遅れ
- 2 農地面積の減少及び耕地利用率の低下

◎ 課題と見直しの方向

〈課題〉

望ましい農業構造の実現を図っていくためには、担い手の農地利用集積及びその創意工夫を発揮した経営発展を促進するための一層の支援措置の強化が必要ではない。
食料安定供給、多面的機能の維持・確保の観点からも、
地域の実態に応じた多様な担い手の農業参入の促進を図ることが必要ではないか。

優良農地の保全を図るために、スプロール的な開発の抑制など農地の確保・維持のための措置の強化が必要ではないか。
現行の農業振興地域制度においては、農用地区域とそれ以外の2つに区分されているに留まっているが、農地に対する多様なニーズに十分対応しているのか。

〈検討の方向性〉

地域農業の担い手像の一層の明確化
(農業サービス事業体などの位置付け)
担い手への施策の更なる集中化・重点化
(投資負担の軽減措置等効果的な支援施策体系の構築)

地域農業の実態、農地に対する多様なニーズ、経営の多角化の動き等に対応した、農地取得要件、農業生産法人要件など参入規制のあり方の検討
リース方式による株式会社等の農業参入を認めた構造改革特区の枠組みの全国展開に関して検討

優良農地の保全のための除外・転用等の規制の見直し等
多面的機能維持、都市農村交流の促進の観点からの農地・土地利用規制の見直し

農地権利取得・農業生産法人の要件について

1 耕作目的の農地権利取得の要件

農地を適正かつ効率的に耕作する者に対して、農地の権利取得を認めるのが基本的考え方。

したがって、農地の権利取得の際には、以下の要件を満たす必要。

農地のすべてについて耕作の事業を行うこと

農地の取得後において必要な農作業に常時従事すること

農業経営の状況、居住地から権利を取得する農地までの距離等からみて、その農地を効率的に利用すること

農地の権利取得後の経営面積が下限面積以上となること

北海道 2ha、都府県 50a

(零細農家の発生を抑制し、構造政策の推進に寄与)

2 下限面積の例外

(1) 知事が別の面積を定めた場合

都道府県知事が農林水産省令で定める基準に基づき、下限面積を下回る別段の面積を定めた場合は、その面積。

(2) 集約栽培の場合

野菜、花卉等で集約栽培が行われる場合は、原則の下限面積要件は適用されず、他の要件を満たせば、面積にかかわりなく許可される。

3 構造改革特区における特例

(1) 農業生産法人以外の法人は、以下の要件を満たすことにより、地方公共団体又は農地保有合理化法人から農地についての使用貸借による権利又は賃借権を取得することができる。

農業に常時従事する役員が1名以上いること

地方公共団体等と協定を締結しこれに従い農業を行うこと

(2) 都道府県知事は下限面積の特例として、地域の実情に応じて10aから下限面積を設定することができる。

1 法人形態要件

農事組合法人、合名会社、合資会社、有限会社、株式会社(株式譲渡制限のあるもの)

2 事業要件

主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む)売上高で過半

3 構成員要件

農業の常時従事者

農地の権利提供者

農地保有合理化法人

地方公共団体

農業協同組合・農業協同組合連合会

総議決権の4分の3以上

・法人からの物資の供給等を受ける者又は法人の事業の円滑化に寄与する者

(例) 農業生産法人

作業委託農家

生協、学校法人

・スーパー、外食事業者等

総議決権の4分の1以下
(1構成員は10分の1以下)

特例

農業経営改善計画について市町村の認定を受けた場合

農業内部 - 制限なし

農外の者 - 総議決権の2分の1未満

4 役員要件

役員の過半が農業の常時従事者(原則年間150日以上)である構成員であること

のうち過半の者が農作業に従事(原則年間60日以上)すること

役員全体の過半

過半の過半

農業振興地域制度の概要

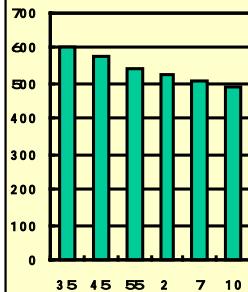
- 農振法 -

目的 農業を振興すべき地域の指定と当該地域の農業的整備のための施策の計画的推進を図り、農業の健全な発展と国土資源の合理的な利用に寄与する。

課題

日本の農地面積は、宅地等への転用や耕作放棄等により年々減少。食料供給力の低下が懸念。

農地面積の推移



農地は農業生産の最も基礎的な資源。優良農地を良好な状態で確保することが重要。



国

農用地等の確保等に関する基本指針

協議

都道府県

農業振興地域整備基本方針

農業振興地域の指定・変更

協議

市町村

農業振興地域整備計画

農用地利用計画
農用地区域の設定・変更

農業振興のマスター
プラン

公告縦覧
異議申出

権利者・地域住民

農業振興地域

都道府県が農業振興を図るべき地域として指定した地域

農用地区域

市町村が農業上の利用を図るべき土地として設定した区域
[転用原則禁止]

設定要件

次の土地については農用地区域に設定
ア 集団的農用地 (20ha以上)

イ 農業生産基盤整備事業の対象地

ウ 農道、用排水路等の土地改良施設用地

エ 農業用施設用地 (2ha以上又はア、イに
隣接するもの)

オ その他農業振興を図るために必要な土地

除外要件

~農地転用には農用地区域内からの除外が必要~
道路等の公益性が特に高いと認められる事業に供する土地等は、農用地区域の除外が可能

上記以外で除外の必要が生じた場合は、次の要件を満たす場合に限り除外が可能。

ア 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと

イ 土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと

ウ 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと

エ 土地基盤整備事業完了後8年を経過していること

計画達成措置

生産基盤整備等農業施策の集中的な実施

農地集団化等の交換分合

施設の適切配置等の協定

開発行為規制
税制優遇措置等

効果

優良農地の確保・農業の振興